

■ 今月のポイント

建設事業主に対する助成金 ⑩



建設業が様々な用途で活用できる「助成金」が政府（厚生労働省）より交付されています。
今月は「働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）」についてです。

建設事業主に対する助成金



働き方改革推進支援助成金とは？

1. 助成対象となる取組を実施



2. 成果目標の達成



3. 働き方改革推進支援助成金を支給

1. 対象となる取組は？

パソコンは対象外です。

- ① 労務管理担当者、労働者に対する研修
- ② 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ③ 労務管理機器やソフトウエア等の導入・更新
- ④ 労働能率の増進するために設備・機器等を導入

} いずれか1つ



2. 成果目標は？



- ① 月60時間超の36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度導入 + 特別休暇制度を新たに導入
- ④ 9時間以上の勤務間インターバル制度の規定を新たに導入
- ⑤ 4週5休から4週8休以上の範囲で所定休日を増加させること

} 1つ以上

3. 助成額は？

成果目標の達成状況に応じて、取組実施経費の一部を支給！

	助成率	助成金上限額
成果目標①	対象経費 × 3/4 ~ 4/5	250万円
成果目標②③		25万円
成果目標④	休憩時間数による	100~120万円
成果目標⑤	1日増加毎に25万円	100万円

④ スケジュール



令和6年度の助成金詳細は、
厚労省ホームページ掲載されています。



働き方改革推進支援助成金の申請方法や助成額などの詳細については、
都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

◆ 次回も助成金を詳しく解説していきます！